

佐久物産振興会規約

改正：平成8年5月 27 日

改正：平成9年5月 13 日

改正：平成12年6月6日

改正：平成17年4月1日

改正：平成27年4月 23 日

改正：令和5年5月 23 日

改正：令和7年 3 月 28 日

(名称)

第1条 本会は、佐久物産振興会という。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の発展を図るとともに佐久市の物産振興を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 商品の開発、宣伝及び販売経路の開発に関すること。
- (2) 各種イベント参加に関すること。
- (3) 経営及び技術に係る情報の収集、交換に関すること。
- (4) 消費者動向及び市場調査に関すること。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員は、本会の趣旨に賛同するものであって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 佐久市内に生産拠点を有する農林水産物又はそれらを活用した加工品の生産・製造者
- (2) 佐久市の特産品として、又は佐久市を紹介するにあたり効果的であると認められる商品の製造者
- (3) 本会の目的達成のため事業に協力しようとする者

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、役員会の承認を得るものとする。

(脱会)

第6条 本会を脱会しようとする会員は、予め本会へ脱会届を提出するものとするが、承認は、その事業年度の最終日とする。

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(運営)

第8条 本会の運営は、会員の会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第9条 会員は、運営会費として年額 4,000 円を一括して納入しなければならない。なお、納入期限は通常総会開催後1ヶ月以内とする。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 顧問 佐久市長、佐久商工会議所会頭、佐久浅間農業協同組合代表
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名以上5名以下
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員の責務)

第11条 会長は、本会を統括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、総会に付議する事項その他重要な事項を処理する。
- 4 監事は、会計監査を担当する。

(役員を選任)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期が満了又は辞任により退任した場合に、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(会議)

第13条 会議は、総会及び役員会をする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 3 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会及び役員会は、随時必要なときに開催する。
- 4 会議は会長が招集し、その議長となる。
- 5 総会はその会議を会員の過半数の出席(委任状も含む。)をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会議決事項)

第14条 総会においては、次の事項を決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (4) その他役員会において必要と認める事項

(役員会の議決事項)

第15条 役員会においては、次の事項を決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他本会の運営に関して必要と認める事項

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(事務局)

第17条 事務局は、株式会社まちづくり佐久に置き、本会の庶務を処理する。

(補則)

第18条 本規約に定めるほか本会の運営に関し必要な細則は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成2年11月20日から施行する。
- 2 平成2年度に選出された役員の任期は、平成4年3月31日までとする。
- 3 平成2年度会計年度は、第16条の規定にかかわらず本会の設立された月の初日より平成3年3月31日までとする。

附 則(平成8年5月27日一部改正)

この規約は、平成8年5月27日から施行する。

附 則(平成9年5月13日一部改正)

この規約は、平成9年5月13日から施行する。

附 則(平成12年6月6日一部改正)

この規約は、平成12年6月6日から施行する。

附 則(平成17年4月1日合併により)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月23日一部改正)

この規約は、平成27年4月23日から施行する。

附 則(令和5年5月23日一部改正)

この規約は、令和5年5月23日から施行する。

附 則(令和7年3月28日一部改正)

この規約は、令和7年3月28日から施行する。

<参 考>

佐久浅間農業協同組合については、さく営農センター長があたるものとする。